改正後

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料

		時間	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分			午	時	後 10 時
競技	全面	一般	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
場			360 円	400 円	440 円
		小学生、	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
		中学生、	180 円	200 円	220 円
		高齢者			
		障害者	無料	無料	無料
		等			
	半面	一般	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			180 円	200 円	220 円
		小学生、	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
		中学生、	90 円	100 円	110 円
		高齢者			
		障害者	無料	無料	無料
		等			
トレー	ニング室		1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			100 円	100 円	100 円
研修室	研修室		1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			300 円	300 円	600 円
健康管	健康管理室		1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			150 円	150 円	300 円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては 520円、半面使用の場合にあっては260円で計算して得た額とする。

改正前

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料

区分	昼間 (午前8時30分~午後5時)			夜間 (午後 5 時~午後 10 時)	
	午前 8 時 30 分~正 午	午後 1 時 ~午後 5 時	1時間を単位として使用する場合	午後 5 時 ~午後 10 時	1時間を単 位として 使用する 場合
多目的ホール	3,500 円	3,500 円	1時間につ き 1,000 円	7,000円	1時間につ き 1,400 円
研修室	1,000円	1,000円	1時間につ き 300 円	2,000 円	1時間につ き 400 円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 昼間に、映画、演劇等で電気設備を使用する場合は、夜間の使用料を適用するものとする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全照明の場合は500円、半照明の場合は250円を加算した額とする。
- 4 市民が使用する場合は、照明設備の使用料を除き無料とする。

- 4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に、10円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場又はトレーニング室を使用する場合は、無料とする。

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

1 競技場・和研修室・洋研修室・生活改善室

	_	時間	午前9時~午後5	午後5時~午後
区分			時	10 時
競技場	全面	一般	1 時間につき	1 時間につき
			400 円	400 円
		小学生、中学	1 時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	200 円	200 円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1 時間につき	1 時間につき
			200 円	200 円
		小学生、中学	1 時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	100 円	100 円
		障害者等	無料	無料
和研修室(全部)			1 時間につき	1 時間につき
			500 円	1,000円
和研修室 (一部)			1 時間につき	1 時間につき
			250 円	500 円

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

	金額(1 時間につき)		
多目的ホール	市民		無料
	上記以外	全面使用	400 円
		半面使用	
トレーニング 室	市民	個人	1人につき 100円
王 		団体	1 人につき 40 円
	上記以外	個人	1 人につき 200 円
		団体	1人につき 100円
和研修室	市民		無料
	上記以外	全部使用	300 円

洋研修室	1 時間につき	1 時間につき
	500 円	1,000円
生活改善室	1 時間につき	1 時間につき
	300 円	600 円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては 520円とし、半面使用の場合にあっては260円で計算して得た額とする。
- 4 和研修室、洋研修室及び生活改善室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

2 トレーニング室

	区分	利用料金
個人使用	一般	1回につき 150円
		回数券(11 回分)
		1, 500円
	小学生、中学生、高齢者	1回につき 70円
		回数券(11 回分)
		700 円
	障害者等	無料

		一部使用	150 円
洋研修室	市民		無料
	上記以外		150 円
生活改善室	市民		無料
	上記以外		300 円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 冷房設備の使用料は、1時間につき600円とする。
- 3 多目的ホールの照明設備の使用料は、1 時間につき、全面使用の場合は 500 円、半面使用の場合は 250 円とする。
- 4 団体とは、15人以上のものに限る。

備考

- 1 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が使用する場合は、無料とする。

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料

		時間	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分			午	時	後 10 時
競技	全面	一般	1時間につき	1時間につき	1 時間につき
場			360 円	400 円	440 円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	180 円	200 円	220 円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
			180 円	200 円	220 円
		小学生、中学	1 時間につき	1時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	90 円	100 円	110 円
		障害者等	無料	無料	無料
トレー	ニング室	<u> </u>	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100 円	100 円	100 円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては 520 円、半面使用の場合にあっては 260 円で計算して得た額とする。

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料

Σ	金額(1 時間につき)		
アリーナ	市民	無料	
	上記以外	2,000 円	
トレーニング室	市民	無料	
	上記以外	400 円	
備考 1時間未満は、1時間とする。			

- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。